



Daiwa House

大和ハウスグループ

 **建物・財物の保険** 事業者向け

2024年10月以降保険始期用

パンフレット兼重要事項説明書



D-rescue

Dレスキュー

「Dレスキュー」は、共栄火災「Dレスキュー特約付普通火災保険」の大和ハウスグループ用販売タイプのペットネームです。



大和ハウス
グループが
お届けする
火災保険

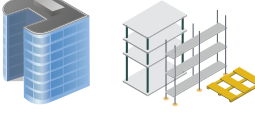
D-rescue^{DLレスキュー} は、大和ハウスグループが建築した一般物 その建物内収容動産（設備・什器等、商^{じゅうき}）

D-rescue^{DLレスキュー} の特長

保険期間は… **1年～5年**までご契約いただけます。（整数年に限ります。）

お支払いする
損害保険金は… 保険金額（ご契約金額）を限度に、**新価**（再調達価額※〔商品・製品等
は再仕入価額〕）で損害保険金をお支払いします。

保険金額の設定 補償の限度額となる保険金額は再調達価額※（再仕入価額）で設定します。

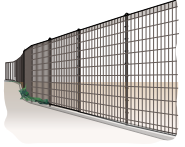
保険の対象	評価基準	保険金額
①建物^{じゅうぶ} ②設備・什器等 	再調達価額※	再調達価額※で設定します。 例 再調達価額※3億円の場合 → 保険金額は3億円で設定 （注）建物の保険金額は、再調達価額※の80%以上で設定してください。
③商品・製品等 	再仕入価額	仕入原価等の直近1年間の最高在庫実績の80%以上で設定します。ご契約期間中に最高在庫実績が大幅に増減することがご契約時に分かっている場合は、予定最高在庫高によって設定します。

※ 再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

⚠ 保険金額が再調達価額（再仕入価額）の80%以上の場合は実損払となりますが、80%を下回る場合はお支払いする保険金が損害額を下回り、十分な復旧ができないことがあります。

⚠ 保険金額（ご契約金額）に加算することをお忘れなく！！

以下の付属設備がある場合には、建物の保険金額に加算してください。

門・塀・垣 	物置・車庫、 その他付属建物 	看板  建物に設置されて いない独立した看板	庭園灯・案内灯 	バリカー  車止めのポール等	キュービクル  ビルや建物の 高圧受変電設備
---	--	---	--	--	---

詳しくは取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

件建物（店舗、事務所、作業場等の建物）と、品・製品等）に対する、大和ハウス専用の火災保険です。

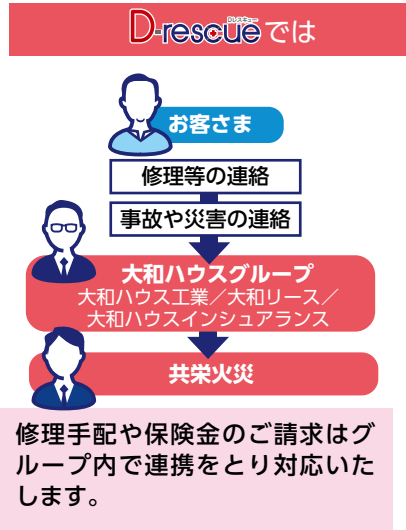
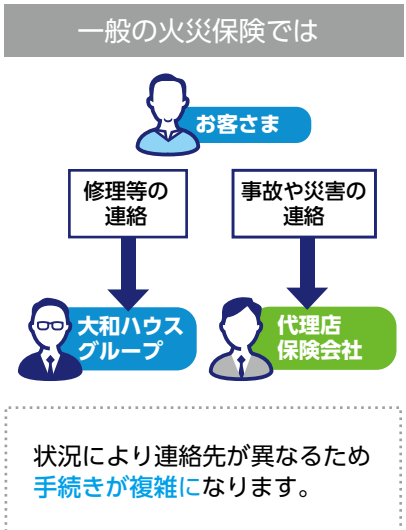
大和ハウスで火災保険にご加入いただくメリット

事故窓口の1本化

大和ハウスグループで保険加入いただくことにより、保険金請求の可否に関わらず、トラブル発生時には効率的な対応が可能となります。

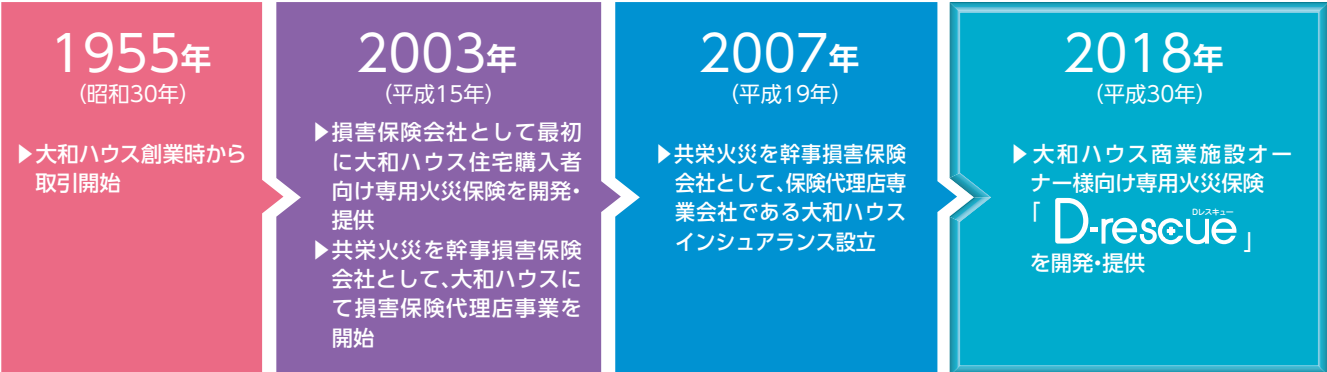
- 商業建築に関することは、大和ハウスグループにお任せください。
- 保険事故の場合、修理手配と保険金請求を同時に行うことができ効率的な対応が可能になります。
- 保険金の請求漏れを防ぐことができます。

事故発生！



共栄火災とは

共栄火災は「大和ハウス創業以来」の信頼関係を築いてきました。



共栄火災 D-rescue^{DISASTER RESCUE} を自信をもってご案内します。

D-rescue^{DLレスキュー}は、様々なリスクを補償します。

大和ハウスグループが建築した専用店舗、事務所、作業場等の建物およびその収容動産（設備・

D-rescue^{DLレスキュー}では、お客さまのニーズにあわせた③つのご契約プランをご用意しました。

③ 水災の補償を補償対象外とすることもできます。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
建物 設備・什器等 商品・製品等 の補償 【保険の対象を お選びください。】	火災、落雷、 破裂・爆発 	風災・ ひょう災・ 雪災 【竜巻による損害 も含まれます。】 	水 災 【台風・暴風雨等 により発生した 洪水、高潮、 土砂崩れ、落石 等の水災による 損害 床上などの 浸水条件は ありません。】 	物体の落下、 飛来、衝突 【航空機の墜落、 車両の飛び込み等 自己車両による 接触事故も補償 します。】 	漏水等 による 水濡れ 	騒ぎょう・ 労働争議 等に伴う 暴力行為・ 破壊行為 	板ガラスの 単独破損 【熱割れによる 損害等 （注）保険の対象 に建物を含む 場合に限り ます。】 
	自己負担額 なし						
最も補償の充実した プレミアムな プランです。 〈フル補償〉 ワイド+ プラス 建物付常機械設備 包括契約特約付	○	○	○	○	○	○	○
充実した補償内容 をお求めの方に おすすめの プランです。 〈補償重視〉 ワイド	○	○	○	○	○	○	○
補償内容とコストの バランスを考えた プランです。 〈補償/コスト〉 ベーシック	○	○	○	○	○	○	○

○…補償されます。 ×…補償されません。



じゅうき
什器等、商品・製品等)が保険の対象です。

8	9	10	11
盗難 (商品・製品等の盗難による損害は補償対象外となります。)	通貨、預貯金証書の盗難 (設備・什器等を保険の対象としてご契約された場合に限り補償対象となります。)	①～⑨以外の不測かつ突発的な事故 [破損・汚損等]	建物付帯設備の電氣的・機械的事故 (建物を保険の対象としてご契約された場合に限り、建物に付帯された機械設備に生じた損害を補償します。)
自己負担額 1万円			
○	○	○	○
○	○	○	× 補償されません
○	○	× 補償されません	× 補償されません

費用保険金の
+ 補償内容

全プラン共通で自動的に
セットされる各種費用の補償です。

臨時費用

臨時費用保険金は次の2パターンからお選びいただけます。



損害保険金 × **30%(限度額500万円)**

損害保険金 × **10%(限度額100万円)**

⑨の事故を除く損害保険金が支払われる場合に、お選びいただいたパターンにより、P10の算式によって算出した保険金をお支払します。

残存物取片づけ費用

⑨の事故を除く損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、実際にかかった費用をお支払いします(損害保険金の10%限度)。



修理付帯費用

①～⑧、⑩の事故(ただし、ご契約プランでお選びになったプランで補償する事故に限ります。)で損害が生じた結果、復旧にあたり共栄火災の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(代替物の賃借費用等)を1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。



地震火災費用

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上となった場合に、保険金額の5%(300万円限度)をお支払いします。



損害防止費用

①の事故(ワイドプラスプランは①、⑪の事故)による損害の発生または拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。



被災設備修復費用特約(自動付帯)

①～⑪の事故(ただし、ご契約プランでお選びになったプランで補償する事故に限ります。)で損害が生じた結果、被災した建物・設備・什器等のさび・腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、共栄火災の指定する災害復旧専門会社(リカバリープロ社)によって実施された応急処置費用を補償します。



Recovery PRO リカバリープロ社とは?

リカバリープロ社は災害復旧を専門とする企業「BELFORグループ」の一員です。火災・水災等で罹災した建物、機械・電気設備等に対して、損害拡大防止のための腐食抑制応急処置および精密洗浄による汚染除去等、本格的な復旧の支援を行います。これにより、従来は新品に交換するしかないとされていたものを罹災前の機能・状態に復旧し、お客様の事業の早期復旧に貢献します。

特約の特長

被災後の復旧期間を**短縮**します。
事業中断による利益損失を**削減**します。

復旧期間平均**70%短縮!!**

詳しい補償内容はP9～10をご参照ください。

詳しくはP10をご参照ください。

D-rescue[®] は、地震に対する補償をご用意しています。 (地震危険補償特約)

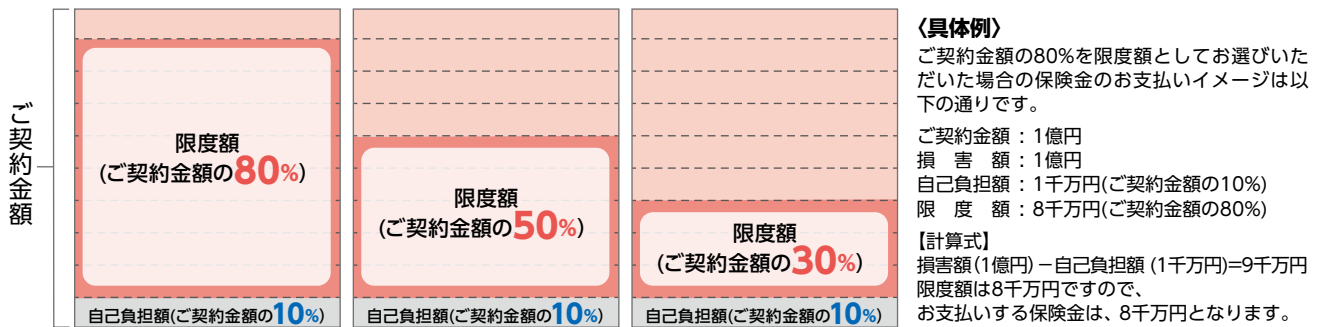
ワイド⁺ **ワイド** に付帯できます。

- 地震危険補償特約は「地震、噴火、津波」を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害を補償します。
- 東日本大震災以降、「地震に対する補償」のニーズが非常に高まっており、多くのお客さまがご加入されています。
- 企業では被災後の事業継続計画 (BCP) の費用として利用されています。

Point

これまで企業向けの地震を補償する保険は保険金の支払割合が低く、損害額の大半がご契約者の負担になることがありました。「地震危険補償特約」は、限度額としてご契約金額の80%、50%または30%のいずれかをお選びいただけます。なお、実際の損害額から一定の自己負担額(ご契約金額の10%)を差し引いてお支払いします。

地震危険補償特約



補償内容

お支払い例

	1 地震による 火災・破裂・爆発	2 地震による 損壊・埋没	3 地震による 津波・洪水その他の水災
	地震で火災が発生し 建物、設備・ 什器等が焼けた	地震で 建物が倒壊した	津波により 建物、設備・什器等が 流された
建物	○	○	○
屋外設備・装置	×	×	×
設備・什器等	×	×	×
商品・製品等	×	×	×

(注) ご契約金額の80%、50%または30%を限度にお支払いします。ご契約金額の10%が自己負担額となります。

(注) 下記ア.～オ.のすべての条件に該当する契約について、この特約を付帯することができます。(地域・築年数によってはご加入いただけない場合がございますので、予めご了承ください。)

ア. 一般物件であること(併用住宅を除きます。)

イ. 1 保険証券あたりの保険金額が10億円未満であること

ウ. 保険の対象に建物を含んでいること

エ. 設備・什器等を保険の対象とする場合は、建物とあわせて1 保険証券で契約すること(商品・製品等については、この特約を付帯することはできません。)

オ. 保険期間は主契約と同じであること(保険期間が3年を超える場合は、この特約を付帯することはできません。)

D-rescue DRレスキュー は、事業者相談サービスがご利用いただけます。

事業者相談サービスでは、 以下の電話相談サービスをご利用いただけます。

専用フリーダイヤルは保険証券同封のチラシにてご案内いたします。

1 「ALSOKオフィスドクターパック」紹介サービス (産業医サービス提供会社紹介)

産業医の選任義務がない「50名未満の事業場」向けに最適化された、従業員の健康管理をサポートするための産業医サービス(健康診断結果の産業医による就業判定、人事労務担当者様からの電話相談など)をご紹介します。

小規模なわが社に
産業医をつけるのは
金額的に
割に合わない…

定年延長して
もらいたい社員の
健康診断結果に
気になる項目が…

休職中の社員から
復職の申し出が。
すぐに復職させても
大丈夫？

社員が脳溢血で
倒れた！
高血圧だったなんて
知らなかった…

社員がうつ病の
診断書を持ってきた。
こんなとき
どうしたらいいの？

みんな「健康経営」
「SDGs」っていうけど、
うちも何か
できないかな？



- ご注意ください**
- ALSOKへの紹介手数料等は発生しません。
 - ALSOKと個別に契約を締結する必要があります。
 - ALSOKから提供されるサービス費用等は事業者様の自己負担となります。

平日 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

※受付後、ALSOKよりご連絡させていただきますので、お問い合わせ等はその際にお願いします。

2 健康・介護相談サービス

健康・介護について、専門スタッフが毎日の健康づくりや、病気の症状などについての相談を無料でお受けします。

24時間 365日

重要事項説明書

※保険契約申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

- この書面では、Dレスキュー特約付帯普通火災保険に関する重要事項（「契約概要」、「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「普通保険約款・特約（約款冊子）、Dレスキュー特約」※をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

※「普通保険約款・特約（約款冊子）、Dレスキュー特約」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「普通保険約款・特約（約款冊子）、Dレスキュー特約」をご確認ください。

用 語	説 明
き 危険	損害または費用の発生の可能性をいいます。
け 原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に定める「原動機付自転車（原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下の二輪車など）」をいいます。
こ ご契約者（保険契約者）	共栄火災に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
さ 再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいい、保険の対象に損害が生じた場合には、その損害が生じた地および時におけるその額とします。
し 商品・製品等	原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物または副資材をいいます。
せ 設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
た 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と 特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。ご契約の内容により自動的にセットされるものとご希望によりセットできるものがあります。
ひ 被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ふ 普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ 保険価額	保険の対象に損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、保険の対象が建物および設備・什器等の場合は再調達価額、商品・製品等の場合は再仕入原価とします。 なお、再仕入原価には販売管理費、利益は含みません。
保険金	保険契約により補償される損害が生じた場合に共栄火災がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が生じた場合に共栄火災がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険料	ご契約者が保険契約に基づいて共栄火災に払い込むべき金銭をいいます。

契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み 契約概要

(1) 商品の種類

この保険は、大和ハウスグループが建築した店舗等の建物およびその建物内収容動産（設備・什器等、商品・製品等）に対する大和ハウス専用の火災保険です。

(2) 補償内容・特約等

基本となる補償、自動的にセットされる主な特約（自動セット特約）は次のとおりです。

ご契約プラン・保険の対象別の基本となる補償

○：補償します ×：補償しません

保険金をお支払いする場合		ワイドプラス			ワイド			ベーシック		
		建物	設備・什器等 (じゅうざい)	商品・製品等	建物	設備・什器等 (じゅうざい)	商品・製品等	建物	設備・什器等 (じゅうざい)	商品・製品等
建物や動産の補償	①火災、落雷、破裂・爆発※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②風災・ひょう災・雪災〔電害による損害も含みます。〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	③水災〔台風・暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災による損害〕※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	④物体の落下、飛来、衝突〔航空機の墜落、車両の飛び込み等〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑤漏水等による水濡れ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑥騒じょう・労働争議等に伴う暴力行為・破壊行為	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑦板ガラスの単独破損	○	×	×	○	×	×	○	×	×
	⑧盗難	○	○	×	○	○	×	○	○	×
	⑨通貨、預貯金証書の盗難	×	○	×	×	○	×	×	○	×
	⑩①～⑨以外の不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）	○	○	○	○	○	○	×	×	×
	⑪建物付帯設備の電氣的・機械的の事故	○	×	×	×	×	×	×	×	×
費用の補償 ※3	臨時費用		○			○			○	
	残存物取片づけ費用		○			○			○	
	修理付帯費用		○			○			○	
	地震火災費用		○			○			○	
	被災設備修復費用		○			○			○	
	損害防止費用		○			○			○	

※1 損害発生・拡大防止のために必要または有益な費用を支出した際に、損害防止費用（消火薬剤の再取得費用等）も実費でお支払いします。

※2 水災の補償を対象外とするプランでご契約された場合は補償対象外です。

※3 費用の補償・その他の補償の詳細については、「普通保険約款・特約（約款冊子）、Dレスキュー特約」をご確認ください。

自動セット特約（主なもの）

Dレスキュー特約

2 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

(1) 基本となる補償とお支払いする保険金の額

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の概要、お支払いする保険金の額および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。なお、保険の対象およびご契約プランにより、補償の対象となる損害、費用が異なりますのでご注意ください。

補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
(1) 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	(1)～(8)の場合 次のア、イ、のいずれかの額とします。 ただし、保険金額を限度とします。 ア. 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合 損害の額 イ. 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合 次の算式により算出した額 $\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}}$	(1)～(10)の場合 次の①～⑩のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。 ①ご契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑤差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ⑥保険の対象の欠陥 ⑦保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質その他類似の事由、ねずみ食い、虫食い ⑧保険の対象に対する加工、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣 ⑨⑦以外の保険の対象の外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(保険の対象が建物の場合は、機能の喪失または低下を伴わない屋根材、樋、塀等のずれ、釘浮き等を含みます。) ⑩保険契約締結の際、既に亀裂その他の欠陥があったガラスに生じた損害 ⑪取付上の欠陥によって取付後その日を含めて7日以内に生じたガラスの損害 ⑫動産であるガラス、ガラス製品、石材製品、コンクリート製品、陶磁器製品の破損によって生じた損害 ⑬保険の対象の置き忘れまたは紛失 ⑭詐欺または横領 ⑮土地の沈下、移動、隆起または振動等 ⑯電球等の管球類または、液晶ディスプレイその他これらに類するものに単独で生じた損害 ⑰楽器について生じた弦のみの切断、打楽器の打皮のみの破損または楽器について生じた音色、音質の変化 ⑱保険の対象である動産の加工または製造 ⑲冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止 ⑳万引き ㉑事務的・会計的な間違い ㉒1. 損害保険金(8)、(9)以外の事故の際における紛失または盗難 ㉓損害発生の直前30日以上継続して空家であった場合の破壊行為 ㉔雨漏りおよび風、雨、雪、ひょう、砂塵(さじん)、融雪水その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入 ㉕保険の対象の凍結(解凍によってその保険の対象が凍結する前の状態に復旧する場合に限り、)によって生じた損害 ㉖保険の対象の製造者、販売者、荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書、延長保証制度に基づく製造者、販売者、荷送人等の責任を含みます。)を負うべき損害(その保険の対象に生じた損害に限り、)を ㉗サイバー攻撃の結果として生じた損害(ただし、保険の対象に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。)
(2) 風災(竜巻を含む)、ひょう災、雪災	風災、ひょう災または雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。))によって保険の対象が損害を受けた場合 (注1) 風、雨、雪、ひょう、砂塵(さじん)、融雪水その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外壁、屋根、開口部等または屋外設備・装置の外側の部分が風災、ひょう災または雪災によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害に限り、ます。 (注2) 雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。	(9)の場合 通貨・預貯金証書等の盗難の場合は、1事故1敷地内ごとに次のア、イ、のいずれかの金額を限度として、損害の額をお支払いします。 ア. 通貨の盗難: 30万円 イ. 預貯金証書等の盗難: 300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額	
(3) 水災	水災によって保険の対象が損害を受けた場合	(10)、(11)の場合 次のア、イ、のいずれかの額とします。 ただし、保険金額を限度とします。 ア. 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合 損害の額 - 1万円 イ. 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合 次の算式により算出した額 $(\text{損害の額} - 1\text{万円}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}}$	
(4) 物体の落下・飛来・衝突等	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合		
(5) 漏水等による水濡れ	次のア、イ、のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水等による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合 ア. 給排水設備に生じた事故。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 イ. 被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故		
(6) 騒ぎよう・労働争議等に伴う暴力行為・破壊行為	騒ぎようおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合		
(7) 板ガラスの単独破損	建物が保険の対象である場合において、建物に定着した板ガラスが損害を受けた場合		
(8) 盗難	盗難によって保険の対象である建物、設備・什器等について盗取、損傷または汚損が生じた場合		
(9) 通貨、預貯金証書等の盗難	設備・什器等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における業務用の通貨または預貯金証書等の盗難。ただし、預貯金証書等の盗難による損害については、次のア、イ、に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。 ア. ご契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと イ. 盗難にあった預貯金証書等により預貯金口座から現金が引き出されたこと		
(10) 不測かつ突発的な事故	(1)～(9)の事故以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象が損害を受けた場合		
(11) 建物付帯設備の電氣的・機械的事故	建物が保険の対象である場合において、次のア、イ、のいずれかに該当する事故により保険の対象である建物に付帯する機械、機械設備または装置が損害を受けた場合 ア. ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気的作用その他の電気現象による事故 イ. 従業員・第三者の取扱の拙劣による事故 ウ. 設計、材質、製作の欠陥による事故 エ. 機械的事故 オ. ボイラおよび付属装置に発生した化学反応による爆発・破裂		

など
(次ページに続く)

補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
2. 費用保険金	臨時費用 1. 損害保険金(1)～(8)、(10)、(11)の損害保険金がお支払われる場合	お選びいただいたパターンにより、次のいずれかの算式によって算出した額をお支払いします。 $\text{臨時費用保険金の額} = \frac{\text{損害保険金}}{\text{支払割合(10\%)}}$ ただし、1事故1敷地内につき100万円を限度とします。 $\text{臨時費用保険金の額} = \frac{\text{損害保険金}}{\text{支払割合(30\%)}}$ ただし、1事故1敷地内につき500万円を限度とします。 臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えときでも、臨時費用保険金をお支払いします。	(前ページの続き) (11)の場合 次の①～④のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。 ①建物電氣的・機械的事故の補償の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害 ②腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害 ③日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害 ④保険の対象である建物に付帯する機械・機械設備・装置に対する修理、清掃等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 など
	残存物取片づけ費用 1. 損害保険金(1)～(8)、(10)、(11)の損害保険金がお支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生した場合	損害保険金の10%を限度に、残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 残存物取片づけ費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えときでも、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。	
	修理付帯費用 1. 損害保険金(1)～(8)、(10)の事故により保険の対象に損害が生じた結果、保険の対象の復旧にあたり共栄火災の承認を得て必要かつ有益な所定の修理付帯費用(代替物の賃借費用等)を支出した場合	1事故1敷地内につきご契約金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度に、修理付帯費用の額をお支払いします。 修理付帯費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えときでも、修理付帯費用保険金をお支払いします。	
	地震火災費用 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により保険の対象が損害を受け、その損害が次のア、イ、のいずれかに該当する場合 ア.建物 建物が半焼*以上となったとき イ.設備・什器等または商品・製品等 収容する建物が半焼*以上となったとき ※建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延床面積に対する割合が20%以上となった場合	1事故*1敷地内につき次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、300万円を限度とします。 $\text{地震火災費用保険金の額} = \frac{\text{保険金額}}{\text{支払割合(5\%)}}$ ※72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1事故とみなします。	次の①～②⑩に掲げるものは、保険の対象には含まれません。 ①建築または増築中の建物 ②組立または据付中の屋外設備・装置、設備、装置、機械 ③建築中の屋外設備・装置 ④屋外にある設備・什器等または商品・製品等 ⑤電車・機関車・客車・貨車等 ⑥自動車、自動二輪車、自動三輪車 ⑦原動機付自転車 ⑧自転車 ⑨屋外に設置された自動販売機およびその収容品 ⑩1個、1組につき30万円を超える貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品 ⑪稿本、設計書、模型、帳簿その他これらに類するもの ⑫通貨*、有価証券、預貯金証書*、印紙、切手その他これらに類するもの ※業務用の通貨または預貯金証書等は、1.損害保険金(9)の補償の対象となります。 ⑬動物または植物 ⑭土木構造物 ⑮工用仮設建物、工用仮建物、建設用仮工事の目的物 ⑯仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のものに限りま)およびこれに収容される動産 ⑰ゴルフネット(ボールを含みます。) ⑱棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置 ⑲海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置 ⑳磁気ディスク、磁気テープ等コンピュータで直接処理できる記録媒体および記録されている情報
	損害防止費用 1. 損害保険金(1)の事故(ワイドプラスプランは(1)、(11)の事故)による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な損害防止費用(消火薬剤の再取得費用等)を支出した場合	1事故につき次の額を限度に、損害防止費用の額をお支払いします。 (1)の事故: 保険金額から損害保険金の額を差し引いた額 (11)の事故: 保険金額の30%から損害保険金の額を差し引いた額	
3. 損害保険金の特約	被災設備修復費用特約(自動付帯) 1. 損害保険金(1)～(11)の事故のうち、ご契約プラン(P3～4)でお選びになったプランで補償する事故により保険の対象に損害が生じた場合で、次のア～ウの要件を満たす必要または有益な費用を支出した場合 ア. 保険の対象に生じた損害の発生または拡大を防止するために行う処置であること イ. 保険の対象のさびまたは腐食の進行防止処置等であること ウ. 当会社の指定業者が、当会社の指示に基づいて行う処置であること	1回の事故につき、次のア、イ、のいずれか低い額を限度として、お支払いします。 ア. 次の算式により算出した額 $\begin{aligned} &\text{保険金額} - \\ &\quad \text{1. 損害保険金(1)～(11)の損害保険金の額} - \\ &\quad \text{その他補償の損害防止費用保険金の額} \end{aligned}$ イ. 5,000万円	
	地震危険補償特約(任意付帯) (80%・50%・30%支払限度額) ア. 火災、破裂または爆発 イ. 損壊、埋没、洪水その他の水災	1事故*1につき次の算式によって算出した額をお支払いします。 $\begin{aligned} \text{お支払いする保険金*2} = & \text{損害の額} + \\ & \text{残存物取片づけ費用の額} - \\ & \text{自己負担額(保険金額の10\%)} \end{aligned}$ ※1 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1事故とみなします。 ※2 お選びいただいた地震危険補償特約の支払限度額(保険金額の30%、50%または80%)を限度とします。	

(2) 主な特約の概要 契約概要

Dレスキュー特約付帯普通火災保険にセットされる主な特約は、次のとおりです。特約の詳細およびその他の特約については、普通保険約款・特約をご確認ください。

	特約の名称	特約の補償内容
自動付帯	トータル補償特約(一般物件用) 【すべてのご契約プランにセット】	1.商品の仕組み(2)ご契約プラン・保険の対象別の補償内容・特約等記載(P8)の①～⑩の事故により生じた損害に対して、ご契約プラン・保険の対象に応じた保険金をお支払いします。
	新価保険特約 【すべてのご契約プランにセット】	建物、設備・什器等は再調達価額を基準として、商品・製品等は再仕入価額を基準として保険金をお支払いします。
	建物の範囲に関する特約 【すべてのご契約プランにセット】	建物と同一敷地内に所在する門・塀・垣、物置・車庫・その他付属建物、看板、庭園灯・案内灯、バリカー、キュービクルについて建物の範囲に含み、それらに生じた損害に対して保険金をお支払いします。
	建物付帯機械設備包括契約特約 【ワイドプラスプランのみにセット】	保険の対象である建物に付帯した機械設備(空調設備、電気設備、給排水設備、昇降設備等)に、電気的事故または機械的事故(1.商品の仕組み(2)ご契約プラン・保険の対象別の補償内容・特約等記載(P8)の⑪の事故)が生じた損害に対して保険金をお支払いします。
任意付帯	地震危険補償特約	保険の対象である建物、屋外設備・装置、設備什器に生じた地震、噴火、津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害を補償します。

(3) 保険の対象 契約概要

保険の対象は、大和ハウスグループが建築した日本国内にある一般物件の建物(店舗、事務所、作業場等の建物をいい、住居と併用する建物は除きます。)およびその建物内の収容動産(設備・什器等、商品・製品等)です。

建物と同一敷地内に所在する次の物は、保険の対象である建物に含みます。

- 門・塀・垣、物置・車庫その他の付属建物
- 看板、庭園灯・案内灯、バリカー、キュービクル

(4) 保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定にあたっては、次の点にご注意ください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

- 建物、設備・什器等

取得価額を参考に再調達価額の80%以上で設定します。

- 商品・製品等

販売価格ではなく、販売管理費と利益が控除される「再仕入価額」で設定してください。

なお、保険金額は直近1年間の最高在庫実績の80%以上で設定します。ご契約期間中に最高在庫実績が大幅に増減することをご契約時に分かっている場合は、予定最高在庫高によって設定します。

保険金額が再調達価額・再仕入価額の80%未満の場合はお支払いする保険金が損害額を下回り、十分な復旧ができないことがあります。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保 険 期 間 ▶ 最長5年まで(1年以上の整数年に限ります。)

補償の開始 ▶ 保険期間の初日(始期日)の午後4時(これと異なる時刻を指定した場合はその時刻)

補償の終了 ▶ 保険期間の末日(満期日)の午後4時

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、補償内容、保険金額、保険期間、払込方法、建物の用途・所在地・面積・構造・建築年月等によって決まります。お客さまが実際にご契約する保険料については保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険期間により、次のとおりとなります。

- 保険期間1年 : 一括払
- 保険期間2年～5年 : 長期一括払または長期年払

■ ご契約時に保険料を払い込む方法の場合のご注意

保険期間が始まった後でも、保険期間の初日(始期日)から取扱代理店または共栄火災が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。*

※「保険料の払込みに関する特約」などにより保険料のお支払いが猶予される場合を除きます。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は払込期日までに払い込んでください。保険料の払込方法が口座振替の場合、払込期日の翌月末まで*猶予期間がありますが、猶予期間を過ぎても保険料の払込みがないときは、事故が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

※口座振替の場合、保険料が払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がないときにかぎり、払込期日の翌々月末までとなります。

4 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 地震保険 契約概要 注意喚起情報

この保険に地震保険をセットしてご契約いただくことはできません。

■ 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(保険契約申込書の記載上の注意事項) 注意喚起情報

- ご契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確にお申出いただく義務(告知義務)があります。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、保険契約申込書において★印がついている項目のことです。
- ご契約時にお申出いただいた告知事項が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

(注) 保険契約申込書の内容は、お客様のご意向に基づきご案内しています。保険契約申込書の記載をあらためてご覧いただき、お申込みの内容がお客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

■ 主な告知事項

- 保険の対象の所在地
- 建物の建築年月
- 建物の種類(構造)
- 建物の用法(用途)
- 他の保険契約等

など

2 クーリングオフ制度 注意喚起情報

この保険は、営業または事業のためのご契約であり、クーリングオフ(お申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができる制度をいいます。)の対象とはなりません。ご契約の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

■ 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等 注意喚起情報

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なく通知していただく義務があります。通知事項とは、保険契約申込書において☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について通知していただけない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

▶ ご注意いただく事項

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次の①または②に該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除する必要がありますので、ご注意ください。
 - ① 保険の対象が日本国外に移転した場合
 - ② 住居のみに使用される建物になった場合
- ご契約後、次の場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、取扱代理店または共栄火災にご通知ください。

■ 主な通知事項

- 建物の種類(構造)または用法(用途)を変更した場合
- 保険の対象の所在地を変更した場合
- 告知事項の内容(「他の保険契約等」は除きます。)に変更が生じた場合

など

■ ご契約の変更が必要となる主な場合

- 保険の対象を譲渡・売却する場合*
※ご契約の継続(ご契約の権利および義務の移転)を希望される場合は、事前にご通知ください。
- ご契約者の住所または通知先を変更した場合
- ご契約締結後に保険の対象の価値が著しく増加または減少した場合(建物の増築・改築等)

など

2 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または共栄火災にお申出ください。

▶ ご注意いただく事項

- 解約の条件によって、始期日から解約日まで、の既経過期間や、解約日から満期日まで、の未経過期間、およびすでに払い込まれた保険料等により計算した解約返れい金を返還します。(解約返れい金を返還できない場合もあります。また、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。)
- 解約返れい金は多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。解約返れい金額等の詳細は、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

■ その他ご留意いただきたいこと

1 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、共栄火災との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、共栄火災と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。普通火災保険・店舗総合保険（ご契約者が個人、小規模法人*またはマンション管理組合である場合）および地震保険（すべての契約）は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等はそれぞれ次のとおり補償されます。

*破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。

保険種類	保険金（事故発生時の補償）	解約返れい金等
普通火災保険 店舗総合保険	破綻後3か月以内の保険事故 …100% 破綻後3か月経過後の保険事故 …80%	80%
地震保険	100%	100%

3 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、右記コードで開く共栄火災ホームページ
(<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>)をご覧ください。



4 ご契約の条件について

過去の事故の発生状況等によっては、ご契約条件（ご契約の引受け・補償内容等）についてお客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5 重大事由による保険契約の解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

6 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「普通保険約款・特約（約款冊子）」の「保険金のご請求の際に必要な書類等」に記載の書類等をご提出いただくことがあります。また、「保険が使える」と言って建物修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに建物修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または共栄火災にご相談ください。

ご注意ください

- ご契約者以外に保険の補償を受けられる方(被保険者)がいいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ご契約の際には保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。事実と相違している場合には保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。
- この保険商品に関するお客さまとのお取引が保険以外の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- このパンフレットを大和ハウスグループ以外の代理店が自らのホームページ、広告物等へ掲載することはできません。
- 「保険が使える」と言って建物修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに建物修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または共栄火災にご相談ください。トラブルがあった場合には、「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」にご相談ください。

保険申請サポート業者等とのトラブルに関するご相談は

一般社団法人 日本損害保険協会
保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

0120-309-444

通話料
無料

(さあ連絡しよう)

受付時間：平日 午前9:00～午前12:00、午後1:00～午後5:00

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター

0120-719-112

通話料
無料

受付時間：平日 午前9:00～午後6:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起ったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077

通話料
無料

指定紛争解決機関

注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/>

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

受付時間：平日 午前9:15～午後5:00

ナビダイヤル
通話料有料

<お問い合わせ先・取扱代理店>

大和ハウス工業株式会社

ホームページアドレス <https://www.daiwahouse.co.jp/>

大和ハウスインシュアランス株式会社

補償内容、ご契約後の契約内容に関するお問い合わせ(契約の異動・解約を含む)ならびに事故が発生した場合のご連絡は、下記大和ハウスインシュアランス事業所まで

<引受保険会社>

共栄火災海上保険株式会社

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>